○国土交通省告示第九百四十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年八月三日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月十九日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5012号	自己発煙信号	PW BUOYS MOKE MK8	Chemring Marine Limited	Chemring House 1500 Parkway, Whiteley, Fareham, Hampshire, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland

○国土交通省告示第九百四十四号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十二年七月二十八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月十九日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容
第4852号	落下傘付信号	PW PARA RED ROCK ETMK8A	Chemring Marine Limited	① 薬量、星の構成、星及び落下傘との結合方法並びに発射体材料の変更並びにそれらに伴う総質量の変更 ② 型式名の変更

○国土交通省告示第九百四十五号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十二年八月三日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月十九日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4311号	救命浮器（固型式）	NS－FMU8型	日本船具株式会社	浮器表面に塗装を追加
第4312号	〃	NS－FMU8型	〃	〃
第4313号	小型船舶用救命浮器（固型式）	NS－FMU6型	〃	〃
第4314号	〃	NS－FMU4型	〃	〃

○国土交通省告示第九百四十六号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十二年七月二十六日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月十九日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4948号	救命浮環	SB－40N型	日本救命器具株式会社	決議MSC．207(81)への適合確認
第4947号	〃	SB－25N型	〃	〃
第4106号	〃	LB－40型	〃	〃
第4104号	〃	LB－25型	〃	〃
第2973号	〃	PC－25型	〃	〃

○国土交通省告示第九百四十七号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十二年七月二十六日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月十九日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4722号	イマージョン・スーツ（その他のもの）（浮力を有するもの）（断熱型）	NQ－CR型	日本救命器具株式会社	決議MSC．207(81)及びMSC．218(82)への適合確認

○国土交通省告示第九百四十八号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十二年八月三日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月十九日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第3845号	落下傘付信号	Art. No. 9163103	Chemring Marine Limited	① 薬量、星の構成、星及び落下傘との結合方法並びに発射体材料の変更並びにそれらに伴う総質量の変更 ② 型式名の変更

○四国地方整備局告示第七十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、告示する。

平成二十二年八月十九日

四国地方整備局長　足立　敏之

一　登録番号

四国地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

社団法人　高知県建設技術公社

三(1)　代表者の氏名の変更

変更前	野村　俊夫
変更後	坂本　良一

(2)　変更年月日

平成二十二年六月十四日